

ふるさと納税の計量的検討 —2019年を例に—

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-09-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: KIMURA, Takahiro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00063882

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



ふるさと納税の計量的検討 — 2019年を例に —

木村高宏

はじめに

本稿では日本における「ふるさと納税」について、計量的視点から分析を行い、状況を検討する。

ふるさと納税については、後に述べる通り、制度理念あるいは制度設計についていくつかの問題点が指摘されている。他方で、それらいくつかの問題とは別の問題として、富の再分配という観点から、実際にふるさと納税がどのような性質を持つのかについては検討が進んでいないようにみえる。

本稿では2019年のデータを用いて、ふるさと納税について計量的に検討する¹。

結論を先取りすれば、ふるさと納税制度は「ふるさと」への納税を促してはいないが、すくなくとも自治体単位でみたときには必ずしも逆進的な状況ではない。とはいえ、同時に、一件あたりの費用が大きいほどそれに応じて寄付が増える傾向が強くないため、自治体にとってはどのように自助の努力をすればよりよい結果につながるのかがわかりにくい制度でもあるといえる。

1 本稿で用いたデータは以下のものである。令和元年度受入額の実績等、令和2年度課税における住民税控除額の実績等、第2表 令和元年度個人の市町村民税の納税義務者等に関する調、住民基本台帳人口移動報告（2018年第10表）。

なお、本稿とアプローチは異なるが、計量的な検討としては三角（2015）、矢部・笠井・木下（2017）、須山（2020）などがある。

ふるさと納税制度の問題

ふるさと納税については、いくつかの問題点が指摘される。たとえば、高所得者ほど有利になるという構造の指摘である²。ふるさと納税が実務的には納税ではなく寄付と本来課される税額からの控除との組み合わせによって処理されるという制度設計と、受けた寄付に対して、あるいは寄付を受けることを目的として返礼品を設ける自治体が多いという実状とが相まって、あたかも返礼品の対価として寄付金を支払う通信販売であるかのような現状がある³。

累進課税の制度においては本来課されるべき税額は所得が高い者ほど高い。その本来の税額を、ふるさと納税に使える（使っても本来の納税額を寄付額が超過しない）上限額と捉えれば、本来課される税額が高い者ほどふるさと納税に使える額も大きい。したがって、より多くの返礼品を受け取ることができる。

本来の納税先である居住自治体に従来どおりの納税を行ったときには受け取ることでできなかった返礼品をふるさと納税制度による利得であると捉えれば、高額納税者ほど多くの利得を得ることができる。このことを端的に「高所得者ほど有利」と表現することは理解できる。

税が富の再分配の機能を有し、その趣旨を鑑みて累進課税制度が導入されていると考えれば、高額納税者つまり高額所得者ほど、本来の税額への余計な負担なく多くの返礼品を得ることができるという、高所得者ほど有利になる構造や現状は、ある種の歪みであるようにも見える。

同時に、非居住自治体に「寄付」することによって居住自治体への税を免除されるこのふるさと納税制度は、「地方税は、居住地において受ける公共サービスの対価として（応益原則）、全住民が相互に負担すべきものとされ

2 平川（2015）。

3 所掌する総務省はこのような寄付の対価としての返礼品であるかのような位置づけについては禁じている。

ています（負担分任原則）」といういずれの原則においても問題を指摘できる⁴。

以上をまとめれば、ふるさと納税については、大きく3つの問題が指摘できる。第一に返礼品の対価としての寄付という疑似通信販売の様相となりうる（実際になっている）構造を以て制度の趣旨を損ねている点、第二に累進課税の制度趣旨を歪めるかのような点、第三に地方税の原則を逸脱しかねない点である。

ふるさと納税についてのこれら3つの問題はいずれも制度理念上の問題といえる。他方、制度設計に問題があることと、実際の運用で問題が生じることとは必ずしも同じではない。

たとえば国全体として税によって富の再分配を行う、という視点からは他の見解の提示も可能であろう。現在のふるさと納税制度が、指摘したように高所得者ほど有利になるという点で個人単位での再分配機能を阻害するとしても、そのこと自体は自治体間の再分配を阻害していることを直接は意味しない。

そもそも、現在、日本国内のほとんどの地方自治体は応益原則と負担分任原則に基づく税収で歳入のすべてを賄っているわけではない。何らかの財政的な調整が加えられている。

たとえば調整制度の一つである地方交付税について、総務省は「地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する」仕組みであると説明している⁵。

このような再分配を、いわば市場的なシステムに任せる形で進められるという可能性が、ふるさと納税には残されている。

4 倉見（2020）。

5 総務省 | 地方財政制度 | 地方交付税

応益原則と負担分任原則に基づく自前の財政運営ができていない自治体がほとんど無い現状においては、ふるさと納税制度によって現行の財政的調整制度を補完できるのかどうか、を検討することが実情に照らして妥当であろうと本稿では考える。

ふるさと納税がたとえ字義通り自身の「ふるさと」への寄付を促進していないとしても、ふるさと納税制度によって財政的に豊かな自治体から貧しい自治体への寄付が多く生じているのであれば、それは富の再分配に他ならないからである⁶。

自治体間の富の再分配として機能しているのであれば、田舎から都会への人口移動による資源の流出を是正するような、「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた『ふるさと』に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」というような富の移動、端的には住民基本台帳人口移動報告の移動とは反対方向の富の移動が起こっていないかとしても、理念上の問題はさておき、日本国内すべての地方自治体の財政調整を考えたときに、運用面での実情としてはとくに問題はないといえるかもしれない^{7, 8}。

そもそもふるさと納税制度にあたっては自治体間の格差解消よりも「地方団体への財政問題に対する国民の関心の喚起」が主眼にあったとの指摘もあり、たとえ格差解消、つまり再分配が効果的でなくとも制度の導入趣旨に照らせば批判の対象とはならないだろう^{9, 10}。ただし、税源の偏在を是正する機

6 その寄付を得るために貧しい自治体が返礼品関連費用を負担しているという問題はもちろんある。また、本来そのような財政調整は上位の政府が行うべきであるという制度理念上の問題に関する指摘もありえるだろう。

7 総務省 | ふるさと納税ポータルサイト | よくわかる！ふるさと納税

8 統計局ホームページ/住民基本台帳人口移動報告

9 平川, 前掲論文。

10 佐藤 (2008)。

能は限定的であるとの指摘は既にある¹¹。

とはいえ、制度理念とは別の次元として、現在のふるさと納税がいかなる性質のものであるかどうかについて、全国を対象に実証的に検証することは、制度の健全な発展の観点から肝要であろう。「国民の関心の喚起」が主眼であったとしても、その弊害が大きければ「ふるさと納税」以外の手段を以て喚起することも検討し得る。

自治体の豊かさと貧しさ：一人あたり所得割税額

本稿では、ふるさと納税が、自治体間の富の再分配として豊かな自治体から貧しい自治体への富の移動を生じさせているかを検討するが、自治体の「豊かさ」と「貧しさ」の定義は一様ではない。

第一に、納税面のみに着目し、課税対象住民一人あたりの所得割税額に基づく貧富の別の視点がありえる。課税対象住民一人あたりの所得割税額が高ければより豊かな者が住む自治体であり、その逆もいえるだろう¹²。

この視点では、各自治体住民一人あたりの所得割税額と人口中のふるさと納税の控除者の割合との間に正の相関があれば、人口あたり税収の多い自治体ほどふるさと納税として税が流出しているといえる¹³。同時に、一人あたりの所得割税額とふるさと納税の受入金額との間に負の相関があれば、人口あたり税収の少ない自治体ほどふるさと納税として税が流入しているといえよう¹⁴。

11 富田 (2017)。

12 個人に着目した金銭的豊かさについては算術平均値ではなく中央値を用いるほうが感覚的な「平均」像に近いが、自治体の豊かさを考える場合、その地域の富の総和から算出される平均値のほうが適していると考えられる。

13 自治体の豊かさ・貧しさについては各団体の基準財政需要額と基準財政収入額の差額である財源不足額をもとに示される普通交付税額の多寡という視点もあるだろう。

14 課税対象住民が高額納税を行っていたとしても、行政の住民サービスは非課税住民にも広く及ぶ。課税対象住民一人あたりの所得割税額が高くとも非課税住民が多ければ行

第二に自治体の財政状況に基づく貧富である。つまり財政力指数、公債比率、収支比率などに着目し良し悪しを検討することも可能である¹⁵。この、自治体の財政状況に基づく貧富は第一の納税状況に基づく貧富を含むが、本稿では主に第一の所得割税額を用いて検討する。総合的な貧富を用いた検討とはなりにくい、統合的な指標を用いる場合に比べて、着眼点を狭く固定することができる。

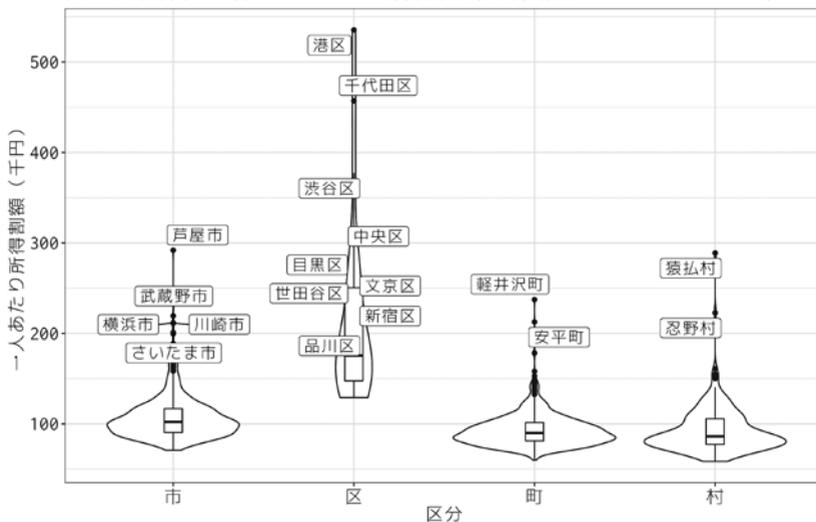
なお、本稿では基礎自治体を分析の対象とするが、うち、東京都内の23特別区については図1の通り一般の市区町村に比べとりわけ一人あたり所得割額が異質であることに加え、数が23と少ないことから以降の分析からは除外した。

政としては余裕を感じることはないだろう。そこで、課税対象住民に限定し所得割税額総額を課税対象住民数で除していたところ、同じ額を住民数で除すことによって求められる、住民一人あたりの所得割税額に着目することもこの同種として考えられる。

15 たとえば東洋経済新報社では「財政健全度」のランキングにおいて、収支面として「実質収支比率」「人口あたり財政調整基金残高」「人口あたり歳入決算総額」「人口あたり人件費・物件費等歳出総額」を用い、弾力性として「経常収支比率」「交際費負担比率」「義務的経費比率」「自主財源比率」、財政力として「財政力指数」「人口あたり地方税収入額」「納税義務者一人あたり課税対象所得」、財政基盤として「人口増減率」「生産年齢人口比率」「生産年齢人口あたり民営事業所数」「事業所あたり売上（収入）金額」、将来負担として「将来負担比率」「人口あたり地方債残高」「地方債依存度（対歳入総額）」「実質公債費比率」という20項目を用いて指標化している。

矢部・笠井・木下（2017）では自治体の財政状況を示す値として「財政力指数」を用いている。

図1 自治体区分別一人あたり所得割額（所得割額20万円超にラベル）



ふるさと納税は人口流出を補完するか

ふるさと納税の現状を検討する第一の観点は、「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」というような富の移動、端的には住民基本台帳人口移動報告の移動方向と対称の方向の富の移動が起こっているかどうかである。

このことを字義通り検証するためには、ふるさと納税利用者の出身自治体と寄付（ふるさと納税）先とがわかるデータセットを用いる必要があるが、データの制約からここでは自治体からの前年度流出人口数と、ふるさと納税の受入の件数と額とを用いる¹⁶。多くの者が転出している自治体とは、育ん

16 用いているものはあくまでも移動人数と寄付金額に過ぎず出身者が出身地に寄付しているかどうかはわからない点、さらに、単年度の流出ならびにふるさと納税受入に過ぎない点には注意が必要である。

だ、端的にいえば当該自治体の行政サービスを受けていた者が多く転出した自治体であり、そのような転出者が「ふるさと納税」を行うのならば転出者が多い自治体ほどふるさと納税を多く受け入れていると考えることができる。

転出者数と寄付件数との関係を示す図2aに、転出者数と寄付金額との関係を示す図2bに示した。

以降の散布図中「市」についてはケースを示す丸印の大きさの違いが目立つが、いずれの図においても、このポイントの大きさは2019年の納税者人口（正確には、均等割と所得割を納める納税義務者数）を示している。全基礎自治体の人口を基準にしているため、町と村とのそれぞれの区分においてはいずれも市に比して人口が十分に少なく、大きさの違いが目立たない結果となっている。

図2aと図2bとのいずれもが示すとおり、転出者数が多い自治体ほど自治体外からの寄付受入件数が多かったり、受入額が大きかったりはしない。先述のデータの制約があるものの、暫定的に、「ふるさと納税」制度は「育て

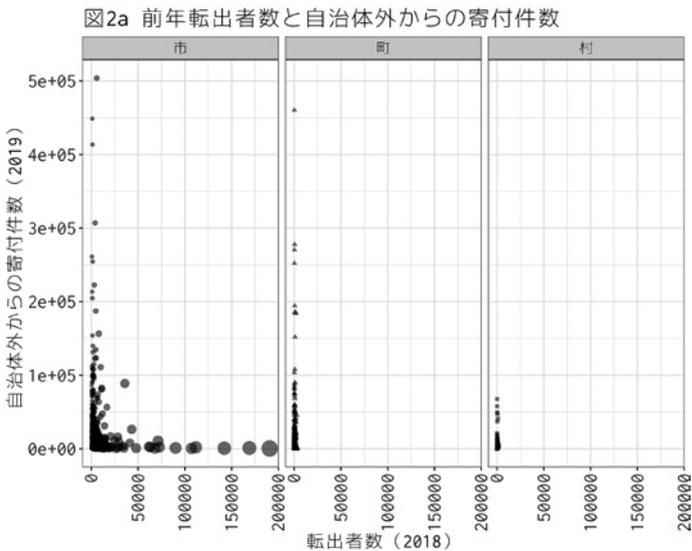
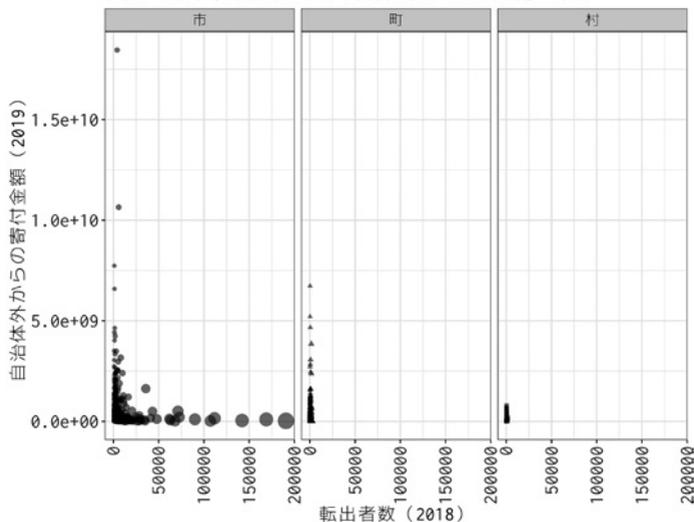


図2b 前年転出者数と自治体外からの寄付金額



くれた『ふるさと』への「納税」を十分に促してはいない、といえよう。

ふるさと納税制度は再分配を促進するか：税の流出

前節でみたように、ふるさと納税に自治体からの人口流出を補完する性質はない。自身に投入された自治体経費の補填のような形ではふるさと納税は機能していない。

次に、富の再分配として、豊かな自治体からそうではない自治体にふるさと納税が流入する可能性があるのか、という点について検証する。

まず、豊かな自治体ほど寄付としての流出が多いのかどうかについて、控除者割合と金額とからみる。

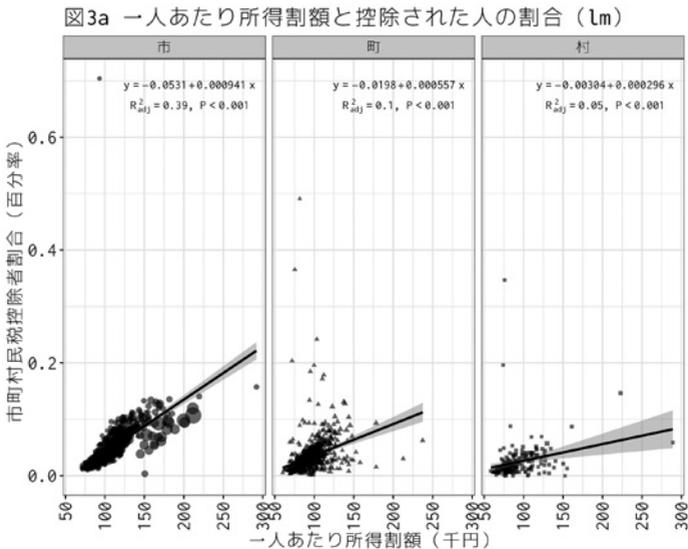
自治体の個人税収面の豊かさを示す一人あたり所得割額と、ふるさと納税利用者割合を示す市町村民税控除者割合とを示した図3aのとおり、一人あたり所得割額の高い豊かな自治体ほどふるさと納税の利用者が多いことがわか

る。図には理解の参考として線形回帰の直線を加えた¹⁷。

同様に、一人あたり所得割額と、寄付金額との関係を示す図3bにおいても右上がりの傾向を見て取ることができる。

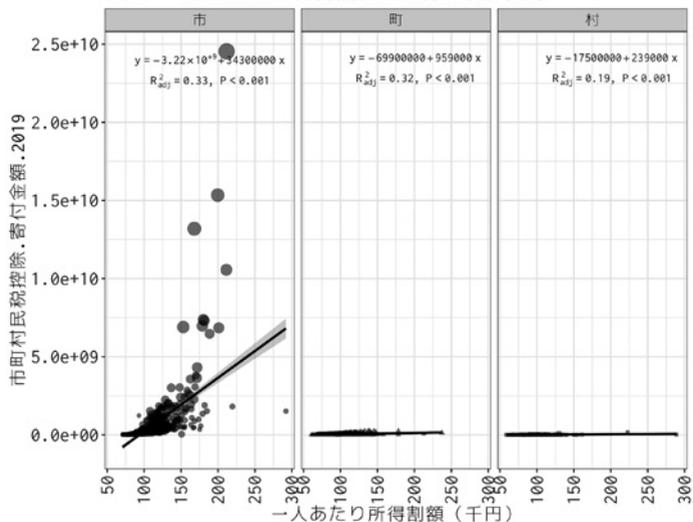
また、控除者割合についての図と寄付金額についての図とを比べれば、寄付金額については町や村では豊かな自治体ほど多額の流出があるわけではなく、いわば控えめな利用に留まっていることがわかる。

全体としてみれば寄付の金額については豊かな自治体ほど流出しているわけではないものの、すくなくとも寄付の件数については、豊かな自治体ほど寄付としての流出が多いといえよう。



17 図の通り大きな外れ値がいくつか存在するが、ここではロバスト回帰ではなく線形の単回帰分析を行っている。本稿の展開に必要な分析の限りにおいて、散布図で十分に傾向をみてとることができる。

図3b 一人あたり所得割額と寄付金額 (Lm)



ふるさと納税制度は再分配を促進するか：寄付の流入

次に、貧しい自治体ほど寄付が集まるかについて検証する。貧しい自治体ほど寄付が流入していれば散布図に右下がりの傾向が現れる。

散布図の示すとおり、図4aの件数においても図4bの金額においても、強い関係はみられない。

市においてはわずかに右下がりの傾向があるものの、町と村においてはほとんどそのような関係がない。

このことから、貧しい自治体ほど寄付が流入しているわけではない、といえよう。

図4a 一人あたり所得割額と自治体外からの寄付件数 (lm)

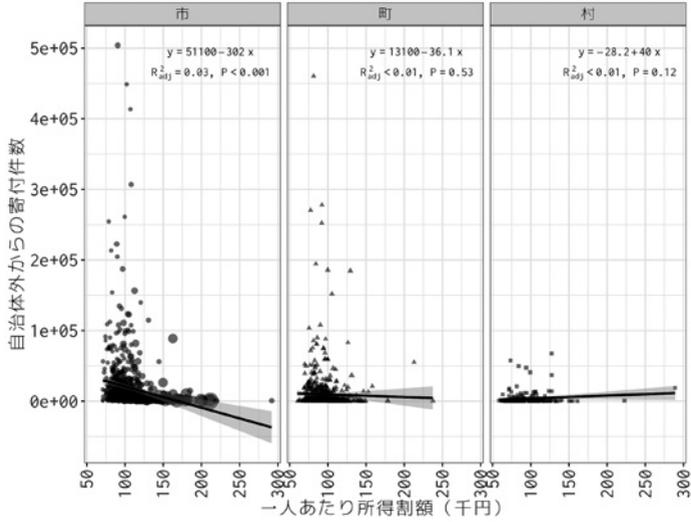
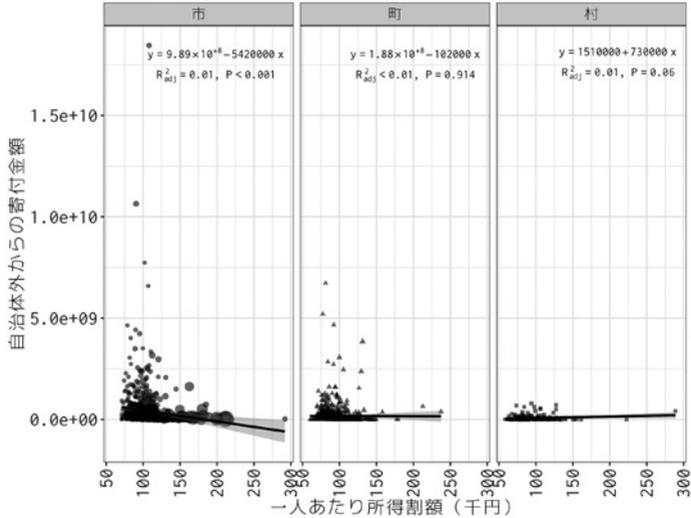


図4b 一人あたり所得割額と寄付受入金額 (lm)



ふるさと納税制度は再分配を促進するか：寄付受入のコスト

前節のとおり、貧しい自治体ほど自治体外からの寄付が多いわけではない。とはいえ、そうであったとしても、貧しい自治体ほど低費用で寄付を受け入れることができているならば、貧しい自治体に有利な、再分配的要素がいくらかあるといえないわけではない。

ここでは、受け入れ一件あたりの関連費用と、寄付受入額からふるさと納税関連費用を差し引いた差引利得のそれぞれと、所得割額との相関をみる¹⁸。

図5aの所得割額と関連費用、図5bの所得割額と差引利得、いずれの散布図においても相関はほぼなく、寄付受入一件あたりのコストはほぼ一定である。差引利得についても市のグループでやや右下がりの傾向があるもの、ごく弱い。

これらの結果から、貧しい自治体ほど低コストで寄付を受け入れていたり、差引でより潤っていたりしてはいないといえる。

受入のためのコストについては、図5cの通り、ふるさと納税関連費用の総額と寄付受入金額とにはかなり強い相関がみられるが、この図の解釈には注意が必要である。ここでの「関連費用」は返礼品の調達額や送料を含んでおり、多額の寄付を受け入れた自治体ほど返礼品の調達と送付に多額のコストがかかっていることを示している。

一件あたりの関連費用を横軸に、自治体外からの寄付金額を縦軸にとった図5dをみれば、関連費用が寄付金額の相違を説明しない、つまり費用をかけ

18 『中央公論』と、その定義に倣った矢部・笠井・木下（2017）ではこれを「ふるさと納税収支」と呼び、須山（2020）はこの差引利得からさらに自治体内住民が他の地方自治体に支払った寄付金を引いたものを、自治体内の住民人口で除し「寄付金損益」と呼んでいる。本稿で「ふるさと納税収支」ではなく差引利得と呼ぶのは、自治体単位の「ふるさと納税収支」とは、ふるさと納税全体を捉える須山の「寄付金損益」（に住民人口を乗じたもの）のほうが妥当であるように思われるからである。一定のふるさと納税からそれを得るための費用を差し引いただけのここでは「差引利得」と呼ぶ。

たから寄付が集まるわけではないといえる。図5eも同様に、一件あたり関連費用が差引利得の相違を説明せず、コストをかける方向での「努力」がふるさと納税での「得」をもたらすわけではない状況を示している。

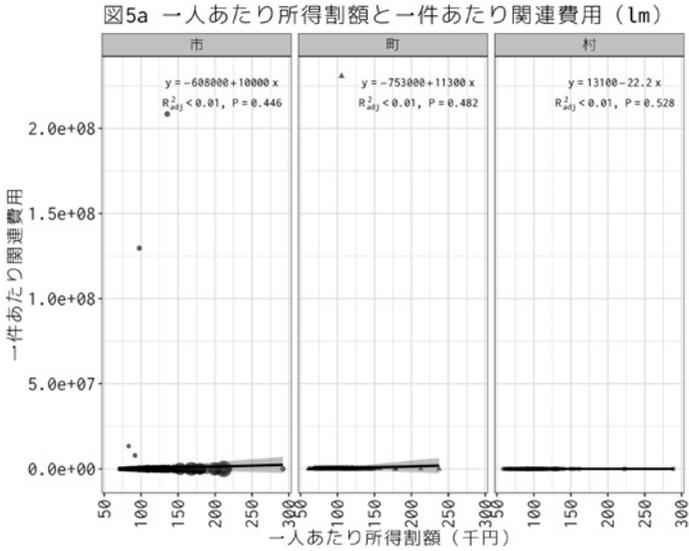


図5b 一人あたり所得割額と差引利得 (Lm)

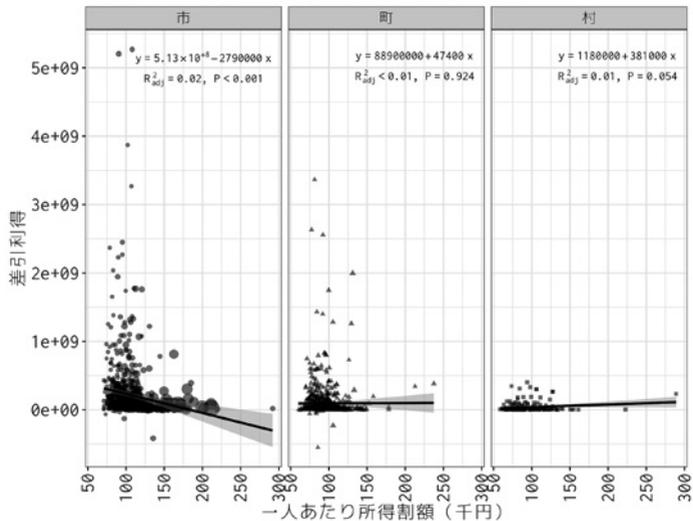


図5c 関連費用総額と自治体外からの受入金額 (Lm)

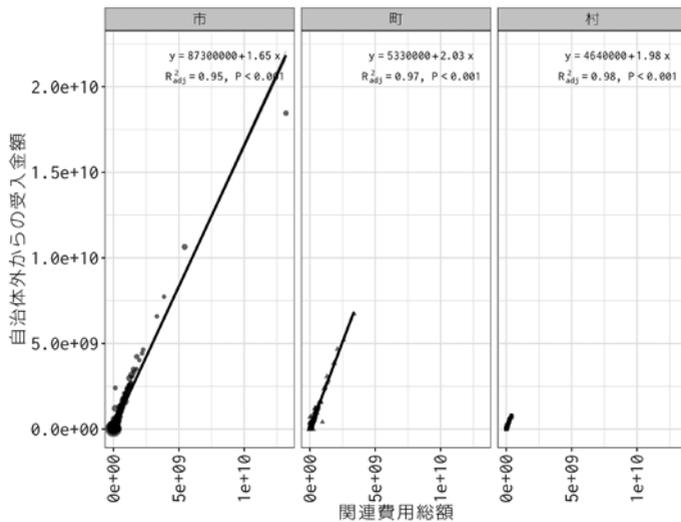


図5d 一件あたり関連費用と寄付受入額 (Lm)

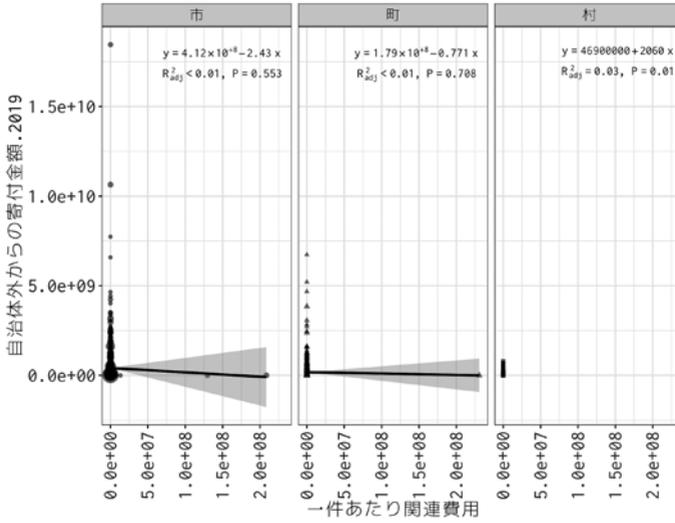
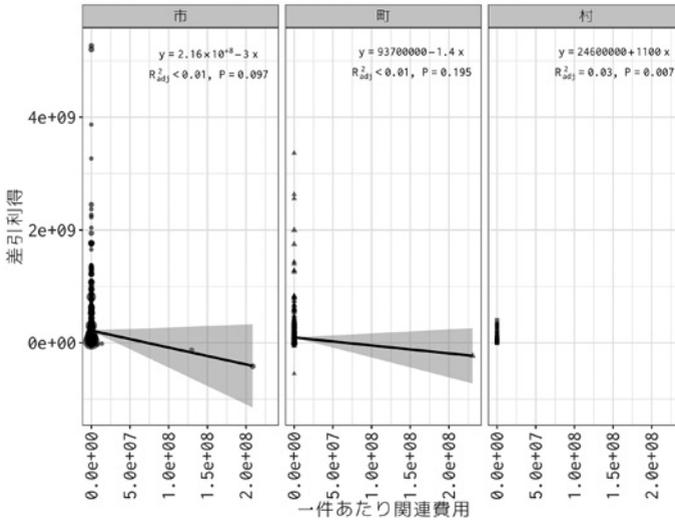


図5e 一件あたり関連費用と差引利得 (Lm)



各要因の相対的影響の検討

最後に、自治体外からの、ふるさと納税の受入件数と受入金額それぞれについて、相対的影響の大小を確認するため、当該自治体の一人あたり所得割額、均等割と所得割を納める納税義務者数、前年転出者数と受入一件あたり関連費用を説明変数とし、各変数を標準化した上での重回帰分析を行った。

ふるさと納税の受入件数を目的変数とした分析のまとめを図6a、受入金額を目的変数とした分析のまとめを図6bに示した¹⁹。それぞれ図中の●印が市、▲印が町、■印が村の分析における、それぞれ係数の推定値と誤差範囲である。

第一に注目できることは、村における一件あたり関連費用の影響である。受入金額と差引利得の分析でそれぞれ一件あたり関連費用が正の影響を有意に示しており、より多くの費用をかけるほど額が伸びる状況を示す。それに対して、受入件数については影響が有意ではない。この、受入金額と受入件数の結果の相違から、村においては、より高額な返礼品の利用が推察される。さらに差引利得の結果を合わせて考えれば、高額な返礼品ほど高付加価値（寄付対象額に占める調達費用の割合が低額な返礼品に比して低い）であることを示しているのかもしれない。

第二に、市についての分析においては、件数、金額、差引利得いずれの場合も、本稿で注目した要因のうち、一人あたり所得割額が負の影響を有意に示す点である。このことは、一人あたり所得割額が少ないほど件数や受入額、差引利得が多いことを意味している。つまり、市については貧しい自治体ほど多くの、また、多額のふるさと納税を受け入れており、再分配的性格を有しているといえるだろう。

第三に、市と町の差引利得については、有意ではないものの一件あたり関

19 ここでは掲載を割愛したが、いずれの分析も重相関係数は総じて低い。村の受入金額、村の差引利得でそれぞれ0.1程度を示すのを最高として、その他はほぼ説明力を有さない。換言すれば、本稿の分析で用いたような要因では説明できないということでもある。

図6a 受入件数の重回帰分析

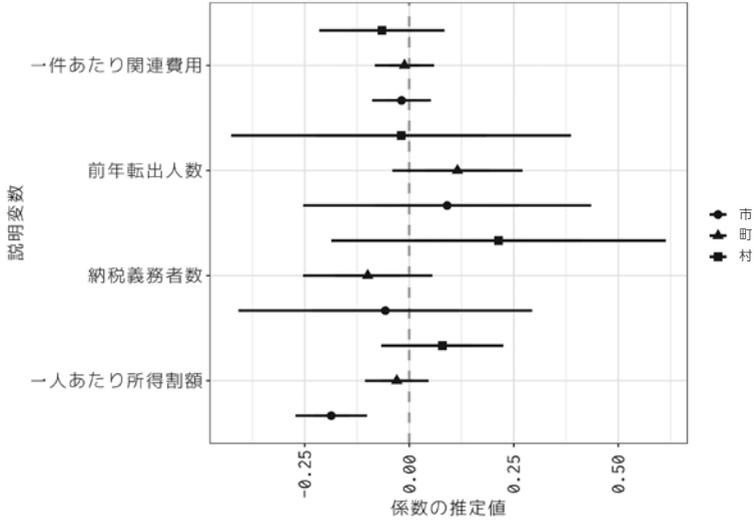
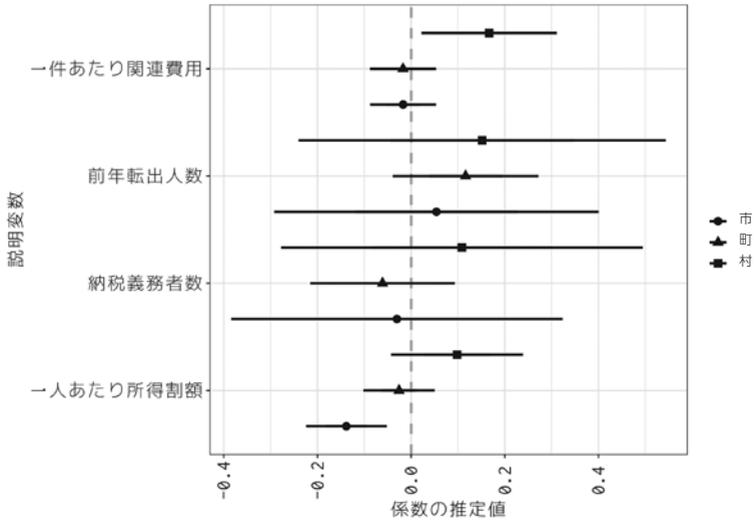
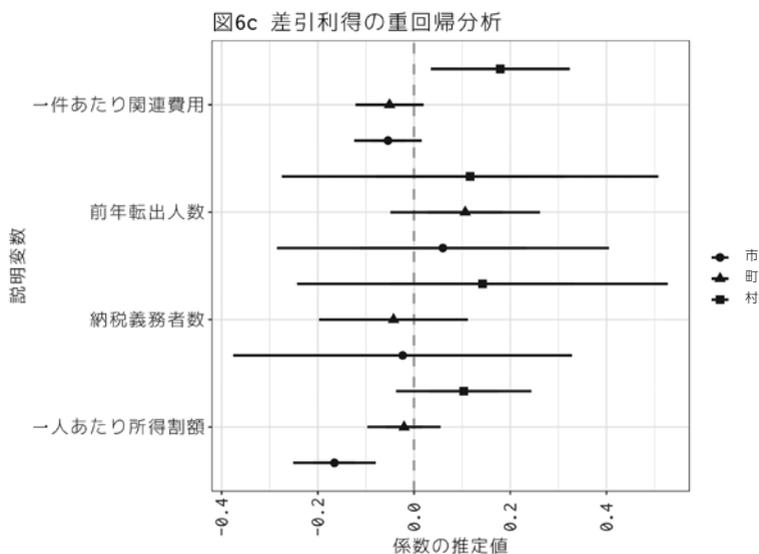


図6b 受入金額の重回帰分析





連費用が負の値を示しており、このことは一件あたりのコストを増やせば差引利得が増えるというわけではない、つまり利得に対してコストが過重であるかのような状況を示唆する。

おわりに

本稿では、「ふるさと納税」の制度運用の現状を計量的に検討することを課題とした。自身を「育ててくれた」ふるさと自治体に対する自らの選択による「納税」を謳って導入されたふるさと納税がどのように運用されているのかを、数的特徴から分析した。

前節までに示したとおり、現時点（2019年）のふるさと納税は、一人あたり所得割額の高い豊かな自治体から流出した「税」を、人口流出の程度や貧しさにほとんどかわりなく、各自治体に流入させる制度である。

そこには、自分を育ててくれた「ふるさと」に自分の意思で納税するよう

な状況はみられないし、豊かな自治体から貧しい自治体へ「税」を流入させるような財政の調整機能もあまりみられない。自治体を単位としてみれば豊かな自治体ほど得をする逆進的な制度ではないものの、個人単位でみれば豊かな者ほど得をする制度に留まっているということは、豊かな自治体ほど控除される者が多いという本稿の分析結果も示唆している。

一件あたりの費用が受入件数や金額や差引利得に与える影響は大きくなく、たくさん費用を投じればそれに応じて寄付が増える傾向が強くない。このこと自体はコストを無闇に強いる不当な制度ではないと評価できるかもしれない。とはいえ、これは同時に、費用をかけるという単純な「自助」のための努力では、ふるさと納税の増加という結果につながらないことをも意味する。コストを強いるわけではないため貧しい自治体に不利とはならないものの、同時に、コストをかけさえすればそれに応じたふるさと納税を得られるという単純かつ明快な条件での競争ではないということにも留意せねばならないだろう。

例外的に、村については一件あたりのコストを増やせば受入金額や差引利得を増やす傾向がある。高額返礼品についての前節の推察通りであれば、村への再分配を一定程度促している可能性がある。

本稿は分析上の大きな課題を2つ残している。第一に、単年度の分析に留まるという点である。単年度の複数回の分析あるいは複数年の累積の分析を行うことが必要かもしれない。第二に自治体の「豊かさ」の指標として納税の所得割額を用いた点である。より多角的な検討があり得るだろう。

以上の分析上の課題に加えて、本稿の射程から外れるとしても、「ふるさと納税」制度をめぐる研究としては、本稿は定性的視点を完全に欠いているという課題がある。たとえば、村の受入に関する重回帰分析の返礼品の内容については検証していない。この種の分析についてはさらなる知見の蓄積が必要である。

参考文献・資料一覧（文献・資料別五十音順）

倉見智亮（2020）「納税先を好きに決められるってホント？」小塚真啓編『高校生のための税金入門』三省堂，pp.94-99。

「財政健全度」全国トップ400自治体ランキング | 住みよさランキング | 東洋経済オンライン | 経済ニュースの新基準：

<https://toyokeizai.net/articles/-/293045?page=10>

佐藤英明（2008）「『ふるさと納税研究会報告書』とふるさと納税制度」『ジュリスト』1366号，p.158。

須山聡（2020）「ふるさと納税にみる所得再配分機能と地域振興」『駒澤地理』第56号，pp.1-21。

総務省 | 地方財政制度 | 地方交付税：

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouhu.html

総務省 | ふるさと納税ポータルサイト | よくわかる！ふるさと納税：

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/about/

『中央公論』2017年3月号

富田武宏（2017）「ふるさと納税制度による税源の偏在是正機能と限界」『立法と調査』386号，pp.88-100。

平川英子（2015）「ふるさと納税の目的と効果,限界」『税研』31巻3号，pp.96-101。

三角政勝（2015）「自己負担なき『寄附』の在り方が問われる『ふるさと納税』—寄附金税制を利用した自治体支援の現状と課題—」『立法と調査』371号，pp.59-73

矢部拓也・笠井明日香・木下斉（2017）「『ふるさと納税』は東京一極集中を是正し，地方を活性化しているのか—都道府県・市町村収支データと財政力との関係から考える—」徳島大学社会科学第31号，pp.17-70。

住民基本台帳人口移動報告（2018年第10表）：

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200523&tstat=000000070001&cycle=7&year=20180&month=0&tclass1=000001011680&stat_infid=000031819990&tclass2val=0

統計局ホームページ/住民基本台帳人口移動報告：

<https://www.stat.go.jp/data/idou/index.html>

令和元年度受入額の実績等：

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/results20200804-01.xlsx

令和2年度課税における住民税控除額の実績等：

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/results20200804-03.xlsx

第2表 令和元年度個人の市町村民税の納税義務者等に関する調：

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/xls/J51-19-a.xlsx

（各Web資料の最終確認日：2021年6月1日）